

第1章 生涯学習活動推進プラン策定の趣旨

1 生涯学習活動推進プラン策定の背景

生涯学習の考え方は、1965年（昭和40年）にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の成人教育会議において、ポール・ラングラン（Paul Lengrand）が、それまでのようないくつかの成るための準備としてとらえる教育の考え方を改めて、人間の可能性を導き出す生涯を通じての活動としてとらえる「生涯教育*」（英語では life-long integrated education や life-long education）の概念を提唱したことにより世界中に広まりました。

「生涯教育」という言葉が、初めて提案されて以来、学校教育以外の様々な教育活動と、自発的な個人の学習を含むものとして国際的に普及し、人々の生き方や価値観に大きな影響を及ぼしてきました。

わが国では、1981年（昭和56年）の中央教育審議会の答申「生涯教育について」で本格的に生涯学習の考え方が導入され、その後、1984年（昭和59年）から1987年（昭和62年）にかけての臨時教育審議会の答申、1990年（平成2年）の生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（通称：生涯学習振興法）の制定、1992年（平成4年）の生涯学習審議会の答申などを経て、生涯学習の振興方策が推進されてきました。

*このプランにおいては、教える意味合いの強い「教育」に代わり、自発的な学びの意味合いをもつ「学習」を採用し、「生涯教育」ではなく「生涯学習」を用いています。

●生涯学習活動推進プラン

本市では、1997年（平成9年）に「すし生涯学習推進プラン」を策定した後、市民の参加を得て2002年（平成14年）3月、2007年（平成19年）3月、2011年（平成23年）3月と改定を重ね、これらの計画に基づいて、総合的に生涯学習を推進してきました。

今回の「生涯学習活動推進プラン 2015～2022」は、計画の位置付けとしては、2015年度を起点とする新総合計画及び基幹計画「共に学び、共に育つ、共育（きょういく）のまち推進プラン*」の個別計画として策定するものです。

プラン策定にあたっては、「^{がくしゅう}樂習のまち すし」を掲げた「すし生涯学習推進プラン」の考え方を可能な限り継承しながら、逗子市の特徴である、市民活動と融合した生涯学習の推進を目指し、名称を「生涯学習活動推進プラン」としました。

* 「共に学び、共に育つ、共育（きょういく）のまち推進プラン」の表題は長いため、「共育推進プラン」という略称を設けました。また、共育を（きょういく）と発音すると「教育」と混乱するため（ともいく）と読むことがあります。

●逗子市における社会教育と生涯学習活動の特徴

本市では、平成 21 年に行われた機構改革により、従来、逗子市教育委員会教育部生涯学習課で行っていた各種事業の一部を市長部局へ所管を変更し、青少年に関するものは福祉部、文化振興に関するものと生涯学習に関するものは市民協働部において事業を行うことになりました。これにより、生涯学習課は社会教育課と名称を変更し、市長部局と連携しながら社会教育に特化した事業を行っています。

これらを背景にした本市の生涯学習活動を取り巻く環境の特徴として、3つの教育領域（社会教育・学校教育・家庭教育）で育てられた人材を生涯学習団体及び市民団体の活動や学習を通して、地域社会に活かす努力を重ねている点が挙げられます。

社会教育は、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)」（社会教育法第2条）を指し、教育活動の一つとして捉えられます。

これに対して、一般的に「生涯学習」は、学習者の視点から捉えた活動で、社会教育における学習のほか、学校教育や家庭教育における学習、組織的に行わない個人的な学習も含む概念と捉えられていますが、本市においては、総合計画及び基幹計画に位置付けられている概念として、「生涯学習」を含む、より広い概念である「共育*」という言葉を使用することとし、この個別計画で使用する生涯学習活動と区別しています。

この個別計画に規定する生涯学習活動の推進にあたっては、地域社会で必要とされる課題に応じた社会教育プログラムによる人材育成により、市民の生涯学習活動に対する意識をさらに高め、市民との協働によって実践される生涯学習活動や市民活動を地域の課題解決に結び付けるような支援を積極的に行うことが求められています。

なお、本市では、平成 19 年に「市民交流センター」を設置し、ここで生涯学習活動支援を推進するととともに、市民活動団体やボランティアグループ、NPO など、市民が自主的・自発的に行っている公益的な活動を支援し、これらの活動と連携・協力しながら、行政と市民とが協働してまちづくりを推進している点が特徴と言えます。

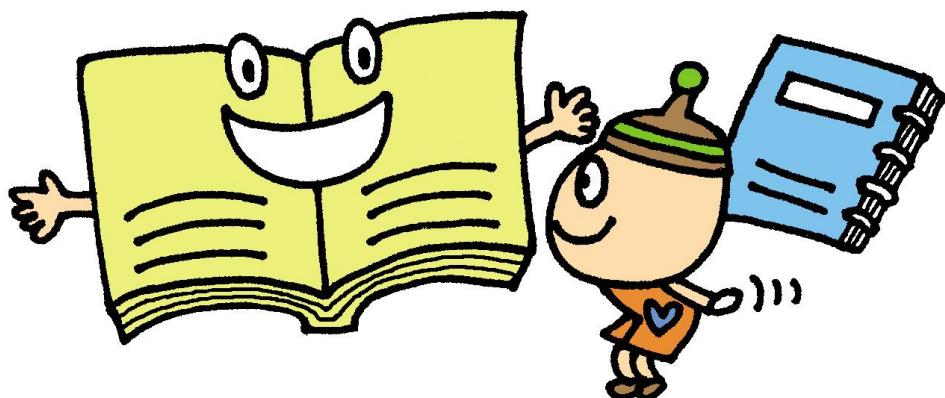
* 「共育」とは、「ともにそだてる」という視点ばかりでなく、「ともにそだつ」社会の実現という視点を持った用語として使用しています。本市では、子どもばかりでなく、地域に住むすべての人が、地域社会で、共に学び、共に育つことを理念とし、学校と地域を結びつけながら、生涯を通じた持続的・自発的な学びをとおして人々がつながっていくことができる仕組みとして、「共育のまち」の実現を推進しています。

2 計画の目的

生涯学習活動は、学習意欲のある人が、自主的・自発的に学習することを基本的な考え方としており、学習活動を行ったり、参加したりする意思決定や学習内容や機会、学習のための手段等の選択はあくまでも市民の自主性に委ねられます。

行政は、この市民の自発的な学習のための意思を尊重し、学習に関する様々な情報の収集や整理、蓄積及び提供を行い、学習機会を提供するなど、市民が自分の意思により、自由に学習できる環境を整備することによって、市民の主体的な生涯学習活動を支援していくとともに、市民活動の発展を促すための支援を行います。

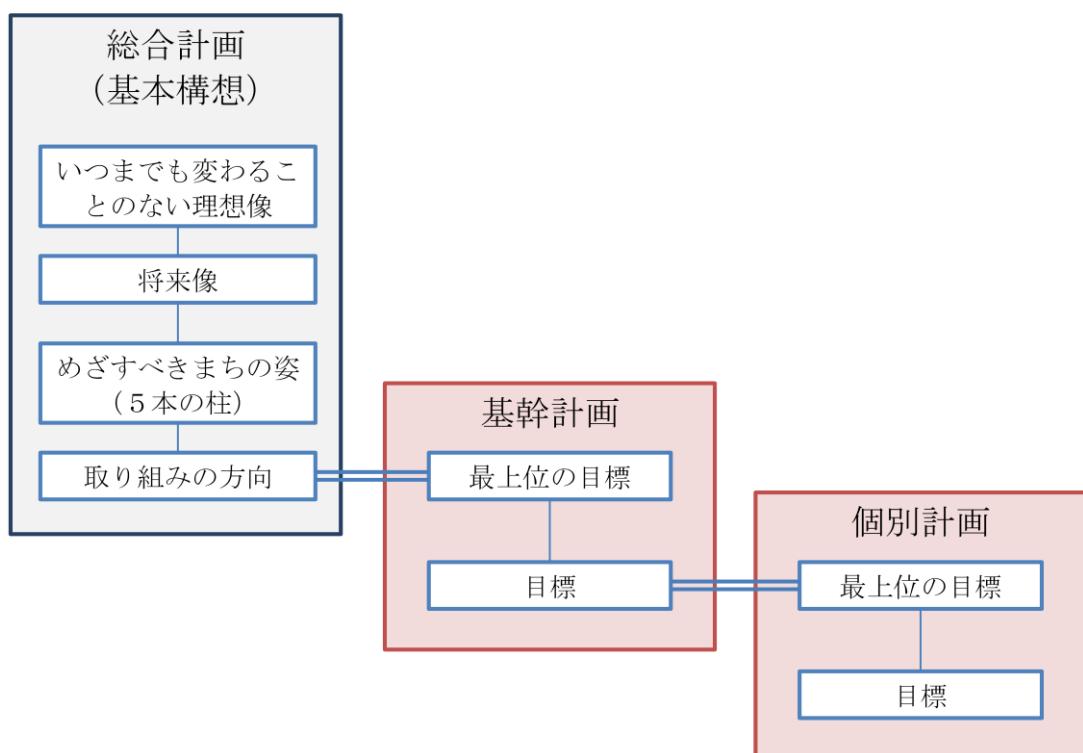
生涯学習活動推進プランは、逗子らしい生涯学習社会の実現をめざすとともに、総合計画及び基幹計画に位置付けられた共育のまちの実現のために一体的に生涯学習活動の支援・振興を推進していくことを目的とします。



3 計画の位置付け

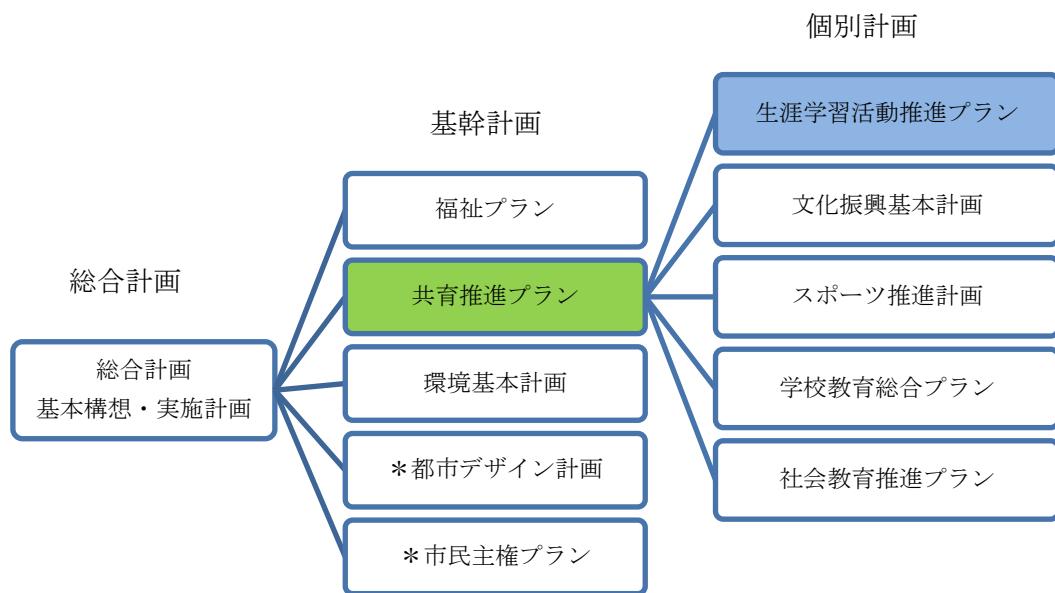
本市の計画体系は、2015年（平成27年）から計画期間としてスタートする総合計画を最上位に、基幹計画、そして個別の施策分野を定める個別計画の三層となっています。そして、この三層は、基本構想における取り組みの方向と基幹計画の最上位の目標等とが整合しており、基幹計画の下位の目標等と個別計画の最上位の目標等とが整合する形で重なり合うよう策定していきます。

●一体化のイメージ



総合計画の下には5つの基幹計画が策定され、それぞれの基幹計画は 3~5 本の個別計画から成り立っています。

生涯学習活動推進プランは、基幹計画「共に学び、共に育つ、共育（きょういく）のまち推進プラン」（略称：共育推進プラン）の下位に位置付く個別計画となります。この基幹計画「共に学び、共に育つ、共育（きょういく）のまち推進プラン」が、市民による文化・芸術活動、スポーツ（体育）を含む生涯学習活動、学校教育及び行政による生涯学習支援並びに社会教育体制の整備を包含した計画として策定されているため、個別計画においては、生涯学習の概念全体を網羅した計画ではなく、「市民の生涯学習活動」を中心に捉えた計画として策定します。



※「共に学び、共に育つ、共育（きょういく）のまち推進プラン」以外の各基幹計画の下位に位置付く個別計画については省略しています。

*が付記されている計画は、今後、計画を策定し、実施をめざしているものです。

4 計画の構成・期間

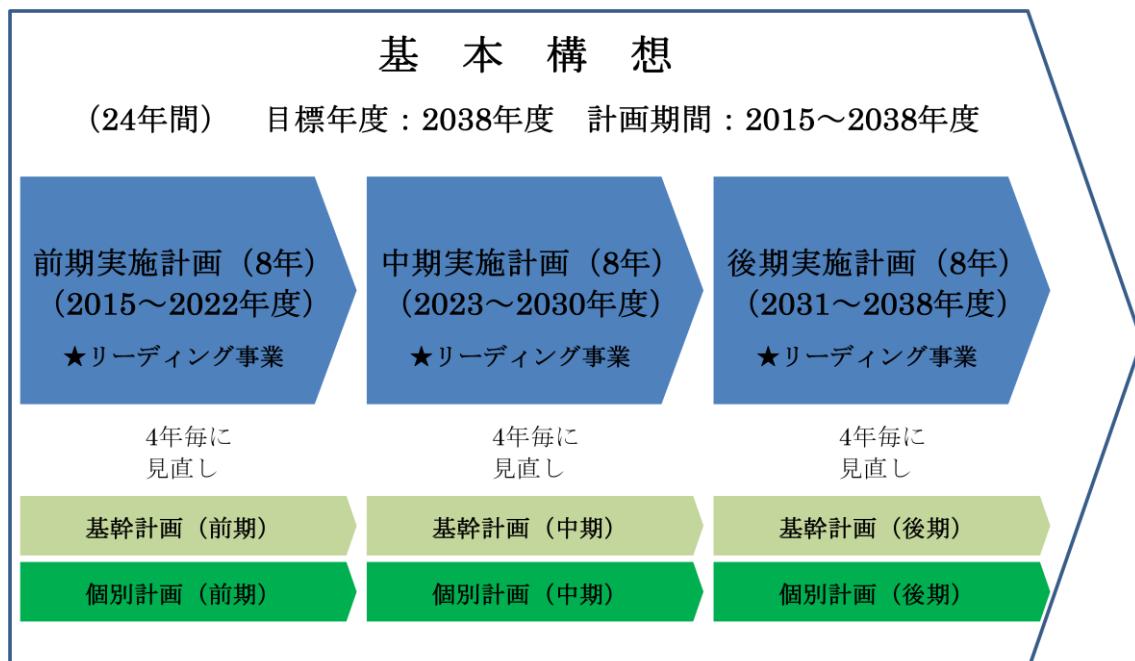
本市では、1997年（平成9年）2月に策定した前総合計画が、2014年度（平成26年度）を目標年次とし、まちづくりを進めてきました。また、「逗子市まちづくり条例」に基づき、2007年（平成19年）12月に市議会による議決を経て策定したまちづくり基本計画が、30年後に焦点を当てた計画となっていました。

以上のこと考慮し、現在の総合計画が、まちづくり基本計画との一体化を踏まえ、計画期間を2015年度（平成27年度）から2038年度（平成50年度）までの24年間としていることから、基幹計画「共に学び、共に育つ 共育（きょういく）のまち推進プラン」においても24年間の計画としました。

このことを踏まえて、個別計画として策定する「生涯学習活動推進プラン」も、逗子市総合計画及び基幹計画「共に学び、共に育つ、共育（きょういく）のまち推進プラン」との整合性を図るために、全体の計画期間を2015年度（平成27年度）から2038年度（平成50年度）までの24年間とします。

総合計画に位置付けられた目標や取り組みの方向などが、個別計画である生涯学習活動推進プランにも位置付けられていることから、全体の計画期間は、24年間という長期にわたる計画となります、前期・中期・後期と期間を区切り、8年ごとに見直すこととします。

●計画期間のイメージ図



総合計画実施計画に位置付けられるリーディング事業は、総合計画実施計画の期間8年間で戦略的・重点的に実現を図っていく事業として、基幹計画、個別計画でそれぞれ定める事業（取り組み）の中でも特に重要な事業（取り組み）と共に通な事業となっています。このように、全ての計画を総合計画の下に体系化し、三層（総合計画・基幹計画・個別計画）を連動させて、一体的に計画の実現を推進していきます。

5 計画の推進と評価

- (1) 「生涯学習活動推進プラン」に位置付けられた事業は、総合計画及び基幹計画と整合を図りながら推進を図ります。
- (2) 「生涯学習活動推進プラン」は、主体である市民が積極的に参加し、市民が中心となって推進していくことが求められます。そのため、市民・地域・学校・企業・関係機関・団体などと行政が協働して取り組んでいくことが期待されます。また、行政内部の各部署における連携を進め、共育に関連する事業を一体的に推進します。
- (3) 「生涯学習活動推進プラン」に基づく事業（「第3章 生涯学習活動推進施策について」に位置付けられた事業）が適切に実施されるように、進行管理や評価を行います。この評価に用いる評価方法については、総合計画及び基幹計画の事業評価方法を準用して評価を行います。また、必要に応じて事業内容及び手法などの改善を図り、計画的・効果的に施策や事業を推進していきます。

なお、目標達成状況を明確にするため、年度ごとの見直し（ローリング）は行いません。ただし、社会情勢の変化に対応するため、事業内容等については、必要に応じて4年後に見直しを行います。



第2章 生涯学習活動推進の方向

1 逗子市における生涯学習活動の基本的な考え方

(1) 生涯学習活動をとりまく課題

生涯学習の必要性や生涯を通じた学習活動への関心が高まってきた背景には、国内外における急激な社会の変化があります。その具体的な例としては、経済規模の拡大、ICT（情報通信技術）に代表される科学技術の進歩、産業構造の転換、国際化、高度情報社会化、人口の都市集中と農山村の過疎化、人口構造の変化、医療技術の高度化などによる長寿命化、余暇時間の増大などがあげられます。

急激な社会変化の中にあっては、若年時に習得した知識や技能だけでは社会の変化に対応し続けることが困難な状況となっています。一方では経済的な豊かさを超えて人間らしい「心の豊かさ」や個性的な「生きがい」を持って人生を追求できる条件が拡大し、人々の価値観やライフスタイルも多様化してきました。生きがいや自己実現のために余暇を活用しての学習に取り組む人も増加しています。こうして、学校教育を終了した後も学習や文化・スポーツ活動を継続したいという要求とその必要性がますます高まっています。

他方で、様々な社会問題が顕在化してきています。社会の急激な変化は、地球規模での環境破壊、少子高齢化、社会規範の無力化、家庭や地域コミュニティのあり方の変化、雇用の不安定化、高齢者介助・介護など様々な新しい社会問題を次々と生み出しました。これらの現代的課題の解決に向けて、市民として主体的に対応していくためには、常に知識や技能の拡大に努め、更新していく必要があります。

現代社会の変化はますます大きな規模で加速化しており、それに対応するために生涯学習の必要性が、個人や団体にとっても社会にとってもますます高まっています。

本市での生涯学習活動の推進にあたっては、こうした生涯学習の背景を踏まえ、社会が抱える様々な課題に的確に対応していく必要があります。現代に生きる人々は、一生涯にわたって自主的・自発的にその時々に必要な知識・技術を学び続けることが求められる存在であり、さらに、この活動は常に権利として保証されなければなりません。本市では、市民と行政によるこうした市民の学習活動と社会的な仕組みを含めて、生涯学習活動と捉え、計画を策定し、推進していきます。

（2）生涯学習活動の必要性

生涯学習の必要性をめぐる議論は、国際的にみると 1965 年（昭和 40 年）に、ユネスコの「第3回成人教育推進国際委員会」が「生涯教育の理念」を従来の学校中心の教育制度を根本的に改革する理念として提唱したことから始まり、これが日本でも受け入れられました。そして 1976 年（昭和 51 年）のユネスコ第 19 回総会で採択された「成人教育の発展に関する勧告」では、「生涯教育および生涯学習」が、「現行の教育制度を再編成すること及び教育制度の範囲外の教育におけるすべての可能性を発展させることの双方を目的とする総合的な体系をいう。」と定義されました。

また、この勧告で、教育及び学習は、「就学期間に限られるものではなく、生涯にわたり、あらゆる技能及び知識を含み、あらゆる可能な手段を活用し、かつ、すべての人に対し人格の十分な発達のための機会を与えるものであるべきである」と再確認されています。

昭和 60（1985）年に、ユネスコの「第4回国際成人教育会議」で採択された「学習権宣言」では、学習の権利を次のように定義しています。

学習権とは、
読み書きの権利であり、
問い合わせ、深く考える権利であり、
想像し、創造する権利であり、
自分自身の世界を読み取り、歴史をつづる権利であり、
あらゆる教育の手立てを得る権利であり、
個人的・集団的力量を発達させる権利である。

学習権宣言の中で、学習活動は、「あらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人々を、なりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体にかえていくもの」であり、最優先して実現すべき基本的人権であることが示されています。このことによって、世界中で生涯を通じた自発的な学習を推進する動きが加速しました。

また、「学習権宣言」を踏まえ、教育と学習による人間中心の発展と人権の尊重に基づく市民参加型社会のみが持続的で公正な社会の発展をもたらすという考え方のもとに 1997 年（平成 9 年）にユネスコの「第5回国際成人教育会議」で「ハングルグ宣言」が採択されました。この宣言の中では、公共的な団体や民間団体、地域で活動する団体による新たな協力体制によって、協働する市民

のための生涯を通じた学習機会の提供が必要であるとされています。

そして、2009年（平成21年）には、ユネスコの「第6回国際成人教育会議」で採択された「行動のためのベレン・フレームワーク」では、「生涯学習」が「包容、解放、ヒューマニズム、民主主義という価値を基盤とする全教育」を体系化する原理であり、「知識の学習、実践の学習、自己実現の学習、共生の学習」であることが再確認されました。

このように60年におよぶ取り組みにより、生涯学習の必要性は全世界で認められるようになってきています。

わが国では、日本国憲法第26条第1項では「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と国民の学習する権利を基本的人権の一つとして保証しています。

また、2006年（平成18年）12月に改定された教育基本法第3条で、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない。」という「生涯学習の理念」が掲げられています。

（3）市民との協働による生涯学習活動

市民には、自発的・主体的に様々な方法で生涯学習活動に取り組む権利が憲法で保障されています。この権利を確かなものにするためには、学習活動を進めるだけでなく、市民と行政とが協働し、生涯学習社会の実現をめざしていくことが求められます。

また、すべての市民が、地域社会で活力のある暮らしをおくるためには、一人ひとりの市民が主体的に地域づくりに参加することが大切です。すべての市民がそれぞれの状況や必要に応じて、いつでも自由に学習機会を捉えて学習できるような環境を整備していく必要があります。

そのため行政は、地域での人々の交流を促進し、多くの人が地域づくりに関わっていけるような支援をすることが求められます。市民の主体的な地域づくりを推進するため、地域への関心を高める学習や地域課題についての学習機会を充実するとともに、学習と活動を一体的・継続的に行えるよう市民と行政が協力・協働して支援していくことをめざします。

(4) 市民が等しく学習できる環境づくり

誰もが等しく学習できる環境を整備することが最も重要なことです。市民も行政も地域に住むすべての人が、一人の人格のある人間として尊重されるというノーマライゼーション^{*1} の視点を持って、等しく学習できる機会を与えられなければなりません。

地域の誰もが生涯学習を通じて、共に学び、ふれあい、育みあうことで、人権を尊重する心を育み、市民一人ひとりの人権が尊重され、ともに平等に分かち合い助け合い支え合って生きていける学習環境が築かれていくことが求められます。また、まちの中を自由に移動でき、社会的弱者を含めたすべての人が社会参加のできる状況を作っていくことも大切です。駅や歩道、施設の利用に当たっては、それぞれの人の立場に立ったバリアフリー^{*2} の視点で、利用しやすい建物、設備、駐車場等に十分配慮する必要があります。さらに、新規の施設の設置や既存の施設の改修については、誰もが利用しやすいデザインで設計を検討する視点として、ユニバーサルデザイン^{*3} の視点を持つことが重要です。

*1 ノーマライゼーション (normalization)

「正常化・正規化」の意味。デンマークのバンク・ミケルセンが提唱した福祉の理念であり、1981 年の国際障がい者年に今後の障がい者福祉の在り方として普遍化し、現在では日本に定着した考え方となっています。この考え方では、様々な障がいのある人々が、地域社会の中で他の人々とともに生活できる社会を正常な社会と考えるということです。障がいの有無にかかわらず、人間が平等に管理と義務を能力に応じて補い合い、助け合い、しかも同一の社会の場で生きていこうとする対等な生活原理に基づいた地域社会を形成しようという理念もあります。

*2 バリアフリー

もとは建築用語で、障壁（バリア）のない構造を示す言葉です。

特に、住居などで段差を設けないことや階段の代わりにスロープをつけるなど、障がい者や高齢者が生活しやすいように配慮した住居を整備することや建築関係者以外の各種の商品やサービスなどにも広く使われ、「人間が社会の中で人間として自立するまでの不便さ（障壁（バリア））を取り除く」ことを意味する言葉として広く使われています。

*3 ユニバーサルデザイン

製品、建物、環境などを障がい、年齢、性別、国籍等にかかわらず、あらゆる人が利用できるように考えてデザインするという考え方をいいます。「バリアフリー」は、もともとあった障壁を取り除くという概念ですが、「ユニバーサルデザイン」は、最初から取り除かれてデザインされていることをいいます。

(5)「共育」と生涯学習活動

価値観の多様化、核家族家庭や共働き家庭の増加などで、居住地の地域コミュニティが希薄化する傾向が見られます。さらに、外国籍の人々の増加により、多言語・多文化に対応しなければならないなどの課題もあります。こうした状況の中で地域での結びつきや地域の教育力の低下が問題視されるようになりました。

また、学校教育の現場では基礎学力の重視という方針にもかかわらず、学力低下対策が課題となっています。更に、児童・生徒一人ひとりの個性尊重が提起され、多様化し高度化する児童・生徒の学習ニーズに対応することが困難となる傾向があります。

このような急激な社会変化の中で、家庭や地域社会の在り方も変容し、それに伴って、子どもたちがおられる教育環境も変化してきました。地域で子どもの教育を支える必要性が求められるとともに、学校教育の現場でも地域の支えを必要としています。「共育」という言葉が登場する背景には、学校・家庭・地域社会が、それぞれ連携せずに個別の教育機能を果たしていくのではなく、3つが連携しながら、教育力の拡充に努め、子どもたちの成長を育む「ともにそだてる」という視点があります。

さらに、「共育」には「ともにそだてる」という視点ばかりでなく、「ともにそだつ」社会の実現という視点があります。市では、子どもばかりでなく、地域に住むすべての人が、地域社会で、共に学び、共に育つことを理念とし、学校と地域を結びつけながら、生涯を通じた持続的・自発的な学びをとおして、人々がつながっていくことができる仕組みとして、本市では「共育のまち」の実現を推進していきます。

この「共育のまち」は、生涯学習活動を含めた大きな枠組みと捉え、生涯学習活動推進プランを策定します。

(6) 「共育」の位置付けと基本理念

「共育」とは、世代間交流を通じて、すべての人がお互いを理解し、認め合い、そして共に生活していくという理念のもと、学校・家庭・地域が連携して、共に学び、共に育っていくことを表しています。「共育」の理念と目標については、「総合計画 第2編 基本構想 第2章 わたしたちはこんなまちにしていく」の「第2節 共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまち」における「めざすべきまちの姿」として位置付けられています